

講習開催日	月 日～ 月 日
-------	----------

受付番号	No.
------	-----

不整地運搬車運転技能講習 受講申込書

(ふりがな)				写真1枚貼付 3cm×2.4cm 申請前6ヶ月以内に撮影した上三分身正面脱帽背景無地のもの。
氏名				
生年月日	昭和	年	月	日
受講者現住所	〒□□□-□□□□			
	電話			携帯
講習の一部免除の有無	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無	一部免除資格を有することを証する書面(免許証・修了証等のコピー)を添付すること。	
講習案内送付先 (受講票・講習案内・受講料金案内)	事業所・自宅			

令和 年 月 日

上記の記載内容に相違ありません。

申込者氏名

(受講者本人)

印

建設業労働災害防止協会 宮崎県支部長 殿

(参考)

1 受講対象者

不整地運搬車運転技能講習を習得しようとする一部免除資格を有する満18才以上の方

2 講習の一部免除者

- ①建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する建設機械施工技術検定のうち1級の技術検定に合格した方で実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法を選択しなかった方、又は2級の技術検定で第2種から第6種までの種別に該当するものに合格した方
- ②道路交通法第84条第3項の大型特殊自動車免許を有する方
- ③道路交通法による大型、中型、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、かつ、機体重量3トン未満の車両系建設機械又は最大積載量1トン未満の不整地運搬車の特別教育修了後、運転業務に3ヶ月以上従事した経験を有する方
- ④車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習又は車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した方

【申込書記入にあたっての注意事項】

- 1 この申込書に記載していただく氏名、生年月日等の各項目は、法律で記入することが定められています。誤りのないよう正確に記入して下さい。
- 2 なお、記入していただいた氏名、生年月日等は、この技能講習の事業以外では一切使用いたしません。
- 3 訂正は、横線2本を引いて訂正印(事業主証明事項は事業主印・申請者事項は申請者印)を押して下さい。
(修正液等は使用しないで下さい。)

○講習申込書送付先 建設業労働災害防止協会 宮崎県支部

〒880-0805 宮崎市橘通東2丁目9-19(宮崎県建設会館4階) TEL 0985-20-8610 FAX 0985-20-8504

受付印	受講料・委託費	本人確認書類	実施管理者	担当者
	受講料: 円	<input type="checkbox"/> 自動車運転免許証		
	テキスト代: 円	<input type="checkbox"/> 健康保険証		
	委託費: 円	<input type="checkbox"/> 技能講習修了証		
		<input type="checkbox"/> 住民票・住基カード		
		<input type="checkbox"/> その他		

不整地運搬車運転技能講習の受講資格に関する証明

所 属	事業場名 及び 所在地	〒□□□-□□□□							
		電話		FAX					
講習の一部免除 (※該当する番号に○を付けて下さい。)		1 建設機械施工技術検定1級(実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法を選択しなかった方)又は2級(第2種から第6種)に合格した方 2 大型特殊自動車免許を有する方 3 大型、中型、準中型又は普通自動車免許を有し、かつ、小型車両系建設機械又は不整地運搬車特別教育修了後、3ヶ月以上従事した経験を有する方 4 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習又は車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した方							
運転経験年数 (上記の3該当者のみ)		昭和 平成 令和	年	月より	昭和 平成 令和	年	月まで(年	ヶ月)
事業主証明 (※事業主本人や自営の方が受講される場合は、他の事業所の代表者の証明を貰って下さい。)		上記の運転の経験年数について相違ないことを証明します。							
		令和	年	月	日	(印)			

〈資格証の添付〉

の り 面	1 建設機械施工技術検定1級(実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法を選択しなかった方)又は2級(第2種から第6種)に合格した方 → 合格証のコピー 2 大型特殊自動車免許を有する方 → 自動車免許証(有効期限内のもの)のコピー 3 大型、中型、準中型又は普通自動車免許を有し、かつ、小型車両系建設機械又は不整地運搬車特別教育修了後、3ヶ月以上従事した経験を有する方 → 自動車免許証(有効期限内のもの)と修了証のコピー 4 車両系建設機械(整地・掘削)又は(解体用)運転技能講習を修了した方 → 修了証のコピー
-------------	--